令和3年度安曇野市教育委員会5月定例会会議録

日 時:令和3年5月27日(木)午後1時30分

場 所:安曇野市役所3階「会議室301」

<出席者>

教育委員:教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 唐木博夫、教育委員 須澤真広、

教育委員 横内理恵子、教育委員 二村美智子

事務局 :教育部長 平林洋一、学校教育課長 沖雅彦、

生涯学習課長 深澤与志章、文化課長 山下泰永、

学校給食センター長 小笠原正明、

書 記 : 学校教育課教育総務係長 矢花幸恵

傍聴者:報道機関 1名、傍聴人 1名

◎開会

教育部長 定刻になりましたので、ただ今から安曇野市教育委員会5月定例会を開会いたします。

◎教育長あいさつ

教育部長 では、橋渡教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 5月定例会の開会にあたりご挨拶申し上げます。

今日はあいにくの雨模様となりまして、所によっては災害も心配されると聞いておりますけども、皆さま方には足元の悪い中、定刻にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

安曇野では、この時期水田に水が張られ、北アルプスの山並みを映し出す水鏡が美しい 季節を迎えております。 さて、このような良い季節に、先週金曜日でございますけれども、令和3年度長野県博物館協議会総会が豊科交流学習センター「きぼう」を会場に開催をされました。県博物館協議会は5月8日現在、公立私立分館等合わせて全129館が加盟している団体でございます。

今回は新型コロナウイルス感染症対策のため、代表者40名の皆さんがここ安曇野にお集まりいただきました。午前中は市内の豊科郷土博物館と飯沼飛行士記念館を視察研修していただき、午後は総会と事例発表から学ぶ研修会が行われました。今年は「学校と博物館」をテーマに二つの事例報告がありましたが、文化課の三澤係長による「安曇野学校ミュージアムの10年」と豊科郷土博物館宮本学芸員による「昔の暮らし体験教室」の二つの安曇野市の事例を聞いていただきました。県内の美術館、博物館等はコロナ禍もあって運営面では大変な苦労をしておられるとお聞きしておりますけれども、そのような中で、本市の熱意と創意工夫ある取組が勇気と元気につながると、このような評価をしていただきました。

また、昨日でございますけれども、安曇野市天蚕振興会から「天からの贈り物」と題する DVD20枚をご寄贈いただきました。天蚕振興会も先ほどの学校ミュージアムに参加してい ただいておりますけれども、安曇野が発祥の地であって全国に誇れる「繊維のダイヤモン ド」とも呼ばれる穂高天蚕糸のことを多くの子どもたちに知ってほしい。そして、一人でも 後継者になってほしいという熱い願いが伝わってまいりました。市内の小学校で大いに活用 させていただきたいと思っております。

私ども安曇野市教育委員会は、この地に育つ子どもたちが安曇野の自然や特色ある文化芸術を体全体で受け止め、ふるさとに自信と誇りを持ち、自ら考え判断し行動できるたくましい安曇野の子どもに育ってほしいと願っているわけですけれども、今後も芸術文化活動の振興普及等にもしっかりと取り組んで、未来の安曇野市を支える人の育成に取り組んでまいりたいと改めて思ったところでございます。

では、本日もご審議よろしくお願いいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、

これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議議案、または報告事項について、安曇野市情報公開条例第5条第1項第6号ウに規定されております、人事管理に係る事務に関し、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある案件として、議案第2号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて及び第5条第1項第5号に規定する、市、国、他の地方公共団体の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、議案第3号 中央公民館及び分館の位置づけについて及び議案第4号安曇野市公共施設長寿命化計画についてを、また第5条第1項第2号個人に関する情報で特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する関係として、報告第5号 令和3年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について及び報告第6号教育長報告の5件を非公開とするよう発議いたします。

このことに対して、委員から何かご発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

それでは、先に申し上げました議案3件、報告2件について、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

(替成者举手)

教育長 ありがとうございました。

3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、議案第2号、第3号、第4号及び報告第5号、 第6号とします。

会議の順番につきましては、議案第1号、第5号及び第6号、報告第1号から第4号とし、 これを公開することといたします。以後、会議を非公開とし、議案第2号から第4号、報告 第5号及び第6号を扱います。

なお、議案第6号に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、 非公開といたします。

次に、会議録についてでありますが、事務局から4月定例会の会議録の校正確認をお願い してございます。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申 出いただきますようお願いいたします。 ______

◎議案第1号 アレルギー対応食提供実施事業要綱一部改正について

教育長 それでは、協議議案に入ります。

議案第1号 アレルギー対応食提供実施事業要綱一部改正について、説明をお願いいたします。

- **教育部長** 個別の案件につきましては、担当課長または担当職員から説明させますので、よろしくお願いいたします。
- 学校給食センター長 「アレルギー対応食提供実施事業要綱一部改正について」資料により説明。
- **教育長** 議案第1号 アレルギー対応食提供実施事業要綱一部改正について説明がございました。

ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

唐木委員 まずは、質問事項の件でお願いしたいわけです。アレルギー対応食については、従 前から給食センター、それから学校と連携を取って、アレルギー事故がないように、非常に 大きな注意を払ってきていただいたというふうな認識をしております。

それで、今回要綱にこのような形で明記するようになったということでありますけれども、 それについて保護者、児童生徒、学校、給食提供者等の間でトラブルとか、トラブル発生が 予見されるようなことがあるのか。この要綱に明記するに至った経緯について、もう少し説 明していただきたいというふうに思います。

学校給食センター長 今、委員さんからご指摘があったことですけれども、これは今までの保護者、先生、給食センターの間で、このアレルギー対応食を提供するに当たって、必ずお話をして、公表してやっていたもので、これを逆に今までその詳しいことについて要綱のほうに書いていなかったということで、これはしっかり明記しておくべきではないかということで、今回改めて明記させていただくということで、これによってトラブルが生じるということはございません。

以上です。

- **唐木委員** 何かトラブルとかそういうこと生じてきたので、この要綱に明記するようになった ということではないということでしょうか。
- 学校給食センター長 トラブルがあって明記するようになったということではなくて、栄養士

の関係で今までの要綱を見ていた中では、詳しい内容をこの文言だけでは読み取ることができないということで、これはちょっとあまり要綱としてよくないのではないかということで、現在やっていることをしっかりここに載せていこうということで、今回改正をということで明記させていただいたということでございます。

唐木委員 読ませていただいた範囲の中では、かなり保護者の責任が明確化されているのかな という印象を持ちました。今後、アレルギーに関しても、他のものに関しても喫食事故が起 こらないように、三者の連絡、それから連携が十分に行われるように、引き続きご配慮いた だきたいなと。

要綱にしてしまいますと、例えば第6条に関していいますと、要綱の中で第6条のところですと、当該、新入生の場合には2学期の初日から事業開始が行われるとか、申し出た日、経過した日の3か月経過した日から事業実施ということになるわけですけれども、その間も給食は摂っていると思われますので、食の安全が十分担保されるようにしていただきたいなというふうに思います。

事業開始にならない間であっても、やっぱり食の提供者としては十分配慮する義務がある んではないかというふうに思いましたので、またよろしくお願いしたいと思います。

学校給食センター長 唐木委員さんのご指摘のとおり、その辺は十分気をつけてということで やりたいと思っております。

一応、その期間がありますのは、申出をしていただいて、あとお医者さん等々に診察をしていただいて診断書をいただく、そして三者で集まってアレルギー対応食が本当に必要なのかどうか。そして、どの範囲で適応できるのかどうかというのを話し合うのに、やはり時間がかかるということでございます。その間の給食に関しましては、今日の給食にはどんな材料でどんなもの、どんな成分のものが入っているかという明細献立というものを必ず各保護者の方にお渡しして、その中で食材がどんなものがあるのかというので見ていただきまして、これは食べないとか、これは食べてもいいというような判断をしていただくとともに、もし全く対応ができないということであれば、そのときは申し訳ないけれども、お弁当で対応していただきたいというようなことでお話をして、合意を得ているということでございます。

ですので、開始までのしっかりした打合せ等をやるのに大体二、三か月必要になるという ことで、書かせていただきました。その間の打合せについては、三者で合意をしております ので、今後もそのような形でやっていきたいと思います。

教育長 では、他にございますでしょうか。

横内委員 先ほどの唐木委員の質問ともかぶることがあるかもしれませんが、我が子が食物アレルギーの当事者ではなかったので、この件に関しては関心も薄く、勉強不足であるので、 幾つかお聞きしたいと思います。

先ほどセンター長、説明がありましたが、新入生の対応食の開始が2学期の初日とあり、 ちょっと驚きました。2学期の初日ということは8月ですよね。なぜそんなに時間がかかる のか。お医者さんを受診していただいて、その後もろもろという今、説明がありましたけれ ども、12月に入学説明会がありますが、入学説明会以降入学式までの間、そのことを進めら れないことなのでしょうか。教えてください。

- **学校給食センター長** 入学前でもお話をお聞きしますけれども、入学した後に改めて学校、それから給食センター、保護者ということで三者でお会いしまして打合せをするということで、アレルギー対応食をやることになりますと、どうしても担任の先生のご協力がないと対応が困難になりますので、三者がそろってからもう一度改めて相談をさせていただくというようなことで、このようなお時間がかかるということでございます。
- **横内委員** その2学期の初日から始まるということに関して、親御さん、保護者の方から何か 訴えというかはありませんか。
- 学校給食センター長 今のところ話をする中で、そういう訴えはございませんでした。その間にアレルギー対応食が必要なのかどうかというところを検討しますし、必要になった場合にはどんな形でやるかということを検討しておりますので、今のところそのことで保護者さんから苦情をいただいたとか、そういうことはございません。

横内委員 続けてお願いします。

- 三、四年前に学校訪問の際に、保健の先生が食物アレルギー対応マニュアル、ガイドラインのようなものが欲しいというようなお話をしていたんですけれども、そういったものはございますか。
- **学校給食センター長** 対応マニュアルは作ってありまして、学校の保健の先生ですとかと共有してございます。
- **横内委員** 今回、市のホームページをのぞいてみました。学校給食における食物アレルギーの 対応についてということに関して、本市のホームページでは全く触れていませんけれども、 こういったものは載せるべきじゃないかなと考えます。そして、ダウンロードもできるよう にしてほしいなと思います。

入学前にアレルギーを持つ保護者に資料を渡しているかもしれませんが、それでは遅いん

じゃないかなと思います。幼い子を持つ親であっても、自分の市のアレルギー対応、小学校 どうなっているんだろうと関心のある方が調べるだろうと思うし、例えば移住先の学校を考 えるときには大事な判断材料にもなるんではないかなと思います。

近隣では、松本市、塩尻市、伊那市のホームページには載せてありました。そう遠くない うちに安曇野市もホームページに載せていただきたいことの一つです。要望いたします。

あと、続けて一昨年までアレルギー対応の給食を立てていたという子のお母さんと話す機会がありまして、その方は娘さんが中学校のときからアレルギーを発症したとのことでしたが、学校での面談の際に、悪いことをした人が事情聴取を受けているかのような、そんな感じだったと言っていました。「アレルギーを持っていてすみません」とか、「ご迷惑をおかけします」、親子でそういう気持ちになったそうです。子どもは悪くないですし、でも気持ちの負い目はずっとあったと話してくれました。

あと、毎年毎年提出する医師の診断書が高額で、年度が替わるたびにその費用を負担する ことが大変だったとの話もありました。

あと、使っている材料の一覧表も毎月給食センターへ取りに来るように言われて、給食を 運んでくれているのだから学校に冊子も届けてほしいとお願いをして、途中から取りに行か なくてもよくなったそうですが、それまでは仕事をそのために早退して、下の子がいて大変 な時期だったけれども、センターが指定した時間内に行くことが辛かったということです。

最後に、課題と感じていることとか、問題点と思っていることが幾つかあったけれども、 当事者にアンケートとかを取って、改善できるところは改善していってほしい。当事者でな いと分からないこともたくさんあるので、声を聞いてほしいということを言っておられまし た。

以上、お伝えいたします。

学校給食センター長 ホームページの関係ですけれども、アレルギーにかかわらず給食センターのホームページは、まだ整備できておらないと思っておりますので、早急にまた対応させていただきたいと思います。

それから、アレルギーに関するお話を聞く際の職員の態度とか、あるいは診断書のこと、 手続等については、今日ご指摘をいただいたことをまた伝えて、アレルギー対応食の栄養士 をはじめ、各学校の保健の先生、あるいは担任の先生にもお伝えしながら、改善をしてまい りたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

教育長 よろしくお願いいたします。

では、他にございますでしょうか。

二村委員 センター長のほうから説明ありましたけれども、苦情のあるなしではなくて、食物 アレルギーのあるお子さんをお持ちの保護者の方々は毎日のことで命の危険もあることなの で、慎重な対応を取ってほしいなと思います。

保護者の理解を得た後に、幼稚園であるとか、保育園であるとか、連絡をして情報共有を すれば、もしかしたら入学当初からできるのではないか、またその可能性が少しでもあるの ではないかと思いますので、是非検討していただきたいなと思います。

学校給食センター長 今、ご指摘のとおりに、事前にいろいろ情報共有できれば、もっと早い時期に対応できるということも考えられますので、これもまた持ち帰りまして、栄養士等と話しまして改善できる部分、改善をしていきたいと思います。

教育長 では、他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、幾つかこの件に付随した改善要望がございましたので対応するという上で、この議案第1号 アレルギー対応食提供実施事業要綱一部改正については、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。異議なしでございますので、議案第1号は承認されました。

◎議案第5号 文書館運営審議会補欠委員選任について

教育長 続いて、議案第5号 文書館運営審議会補欠委員選任についてを議案といたします。 説明をお願いします。

文化課長 「文書館運営審議会補欠委員選任について」資料により説明。

教育長 議案第5号の説明について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 では、議案第5号 文書館運営審議会補欠委員選任については、異議なしでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。異議なしでございますので、議案第5号は承認されました。

教育文 めりかとうこといました。共職なしてこといまりので、職業第3万は承認されました

◎議案第6号 共催・後援依頼について

教育長 次に、議案第6号の共催・後援依頼を議題といたします。

まず、学校教育課関連の依頼について説明をお願いします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 学校教育課より共催2件の依頼について説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 では、これについては異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。学校教育課関連の共催依頼の件は承認されました。 次に、生涯学習課関連の依頼について説明をお願いします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 生涯学習課より共催2件、後援3件の依頼について説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 この件につきましては、特に異議はございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、異議なしと認め、生涯学習課関連の共催・後援依頼の件は承認されました。 では、次に文化課関連の依頼について説明をお願いいたします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 文化課より共催2件、後援3件の依頼について説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、文化課関連の共催・後援依頼の件は承認されました。

◎報告第1号 安曇野市青少年委員の委嘱について

教育長 続いて、報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に 委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及 び運営に関する法律第25条第3校の規定により、ご報告させていただくものでございます。

では、報告第1号 安曇野市青少年委員の委嘱について、説明をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市青少年委員の委嘱について」資料読み上げ。

教育長 報告第1号の説明について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。報告第1号は了承をいただきました。

◎報告第2号 安曇野市青少年センター運営委員の委嘱について

教育長 次に、報告第2号 安曇野市青少年センター運営委員の委嘱について、担当より説明 をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市青少年センター運営委員の委嘱について」資料読み上げ。

教育長 報告第2号の説明について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。報告第2号は了承をいただきました。

◎報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について

教育長 次に、報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について、担当より説明をお願い します。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料読み上げ。

教育長 では、続いて生涯学習課関連の後援依頼について説明をお願いします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料読み上げ。

教育長 続いて、文化課関連の後援依頼について説明をお願いします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料読み上げ。

教育長 報告第3号について、各担当からの説明が終わりました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。報告第3号は了承をいただきました。

◎報告第4号 教育部の各課報告

(1) 学校教育課

教育長 続いて、教育部の各課報告に移ります。

学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部の各課報告」について資料読み上げ。

教育長 学校教育課の報告について、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 では、学校教育課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(2) 生涯学習課

教育長 では、続いて生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「教育部の各課報告」について資料読み上げ。

教育長 生涯学習課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、生涯学習課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(3) 文化課

教育長 続いて、文化課から報告をお願いします。

文化課長 「教育部の各課報告」について資料読み上げ。

教育長 文化課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、文化課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 以上で、教育部各課からの報告を終わります。

この件につきましては、質疑なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 報告第4号は了承いただきました。

では、ここで空気の入替え等もございますので10分程度休憩をいたします。

(以後、非公開)

- ◎議案第2号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて
- ◎議案第3号 中央公民館及び分館の位置づけについて
- ◎議案第4号 安曇野市公共施設長寿命化計画について
- ◎報告第5号 令和3年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者
- ◎報告第6号 教育長報告

(以下、公開)

◎その他

- (1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について
- **教育長** 新聞記事を今回も配付させていただいております。参考にしていただければと思います。
- (3) その他

教育長 最後に、委員、または事務局から何かありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。 委員各位にはご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 それでは、以上をもちまして安曇野市教育委員会令和3年5月定例会を閉会といた します。

大変お疲れさまでございました。